

水泳場の設備基準

1 海水浴場の設備基準

- (1) 休憩所を設ける場合は、適当な日おおいのできる屋根があり衛生的で清掃のできる構造とすること。
- (2) そ族昆虫等を防ぐ衛生的な構造の便所を設けること。
- (3) 男女の区分のある更衣所を設け、双方及び外部から見通すことができない構造で、利用者が安全かつ衛生的に使用できる構造設備とすること。
- (4) 衛生的に安全な水を十分供給できる水飲場を設けること。
- (5) 衛生的に安全な水を十分供給できるシャワー等の洗浄設備を設け、利用者が衛生的に使用できる構造設備とすること。
- (6) 水泳場の区域を識別できるように、うき、標旗等で区画すること。
- (7) 水泳場の区域全体が見渡すことができる位置に監視船、救命用具等を備えた監視所を設けること。
- (8) 救急救護のできる救護所を設け、救護に必要な救急薬品、毛布等必要な器材を常置し、いつでも使用できる状態にしておくこと。